

高津団地五街区ボランティア・グループの会則

第1条 本会は高津団地五街区の居住者で五街区内のボランティア活動に参画する会員をもって組織し「高津団地五街区ボランティア・グループ」(以下本会という)と称する。その事務局を会長宅に置く。

第2条 本会は高津団地五街区自治会と会員の密接な連携のもとボランティア活動の円滑な発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事を行う。

- 1 居住者への敬老行事の企画・立案・実践
- 2 会が必要と判断する居住者への手伝い、支援
- 3 その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は次の方針に従って行動する。

- 1 ボランティア活動中において会員が知り得た居住者の家庭環境、状況等を外部に漏らさない。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
- 3 会員は活動中の事故等に対処するため、ボランティア保険に加入するものとする。
- 4 会員は他のボランティア活動との重複を妨げない。

第5条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名
書記 1名
会計 1名
監事 1名
- 2 役員の任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 役員は本会会員の互選により選出する。

第6条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を統括する。
- (2) 書記は会議の記録、連絡、報告事務にあたる。
- (3) 会計は会務の会計にあたる。
- (4) 監事は会務の執行及び会計を監査する。

第7条 総会は毎年1回以上会長が招集する。

総会は次の事項を議決する。

- (1) 活動計画及び活動報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要な事項

第8条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第9条 本会の会員活動の中で、次の経費はサービスを受ける人が支払うものとする。

- (1) 使用する交通機関の実費
- (2) その他支払いを受ける必要があると判断する実費

第10条 会員の活動報酬は無料とする。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

- 1 本会則は必要に応じて細則を設けることができる。
- 2 本会則は令和7年8月23日より施行する。

(改正)

令和7年8月23日

役員選出の件

会長

多田 久子

書記

白坂 ちえ子

会計

板橋 美津江

監事

山内 真智子